

「第 3 次伊勢崎市環境基本計画(素案)」

に関するパブリックコメント手続の結果

意見の募集期間	令和 6 年 1 2 月 9 日～令和 7 年 1 月 1 0 日
意見の提出者数	1 1 人
意見の件数	6 5 件
意見の要旨の数	6 4 件
担当部課	環境部 環境政策課
電話	0 2 7 0-2 7-2 7 3 3 (直通)
ファックス	0 2 7 0-2 7-5 3 8 8
電子メール	kankyou-s@city.isesaki.lg.jp

第 3 次伊勢崎市環境基本計画(素案)に関するパブリックコメント手続を令和 6 年 1 2 月 1 0 日から令和 7 年 1 月 1 0 日まで実施し、1 1 名の方から 6 5 件のご意見・ご提案をいただきました。

お寄せいただいたご意見等について、市の考え方を次のとおり公表します。

寄せられたご意見等の要旨とそれに対する市の考え方について次のとおり公表いたします。

1 全体に係る意見等

番号	意見等の要旨	意見等に対する市の考え方
1	《他計画との相互連携》 生活において、健康と福祉、災害や防犯対策、地域環境美化は身近なものであり、様々な切り口から融合が求められるものである。縦割りだった他の街づくり推進計画や福祉計画との相互交流企画や横串を刺すような斬新な取り組みを支援するなどの対応も必要ではないか。	本市の地域環境美化において、他部署・他計画との連携は不可欠と考えております。ご意見を踏まえ、今後も他部署との連携を図りつつ、環境施策を展開してまいります。
2	《課題・現状と施策との対応関係》 1 章～3 章で記した課題や現状が 4 章のどの施策に対応しているかがわかりづらい。	ご意見を踏まえ、第 4 章に対応する課題を記載するなど対応を検討いたします。
3	《巻末に用語集が必要》 カーボンニュートラル等一般に馴染みのない横文字が多いので巻末に用語集が必要と思う。	用語集につきましては、巻末に資料編として、掲載を予定しています。
4	《2 章の取り扱い及び内容の具体性》 第 2 章自体を最後の章もしくは資料としての扱いでいいのではないか。また全体的に内容が乏しく、具体的にどうしていくかがわからない。	環境基本計画は、本市の環境の基本的な施策の方向性を示すものとなっています。具体的な事業等については、本計画に基づき、今後検討し実施していきます。

別記様式 4

5	《3章と4章の対応関係》 第3章で示された課題に対し、第4章環境施策の基本目標や方針が必ずしも対応しておらず、構成的に分かりにくくなっている。本素案の基本目標や取組方針の説明部分に各課題の要約や番号（第3章第1節1項等）を挿入して対応関係を明らかにしてはどうか。 また、第4章第1節施策の体系図の各基本目標や個別方針に各課題を振分け・関連付けるとより分かりやすくなると思う。	ご意見を踏まえ、第4章に対応する課題を記載するなど対応を検討いたします。
6	《計画の区切り》 10年間の長期計画でとなっており、アクションプラン前期、後期が5年ごとの区切りだが、近年の温暖化防止対策、省エネ技術は、目まぐるしいスピードで変化しているため、3年毎に区切り最終年度は計画の検証、次期計画策定に宛てていただきたい。スピード感ある計画体を望む。	上位計画である第3期伊勢崎市総合計画と整合性を保つ観点から、同一の計画期間としております。 必要に応じ、随時改定を行い対応いたします。
7	《ユーティリティサービス事業者を活用した将来像》 電気、ガス、上下水道、ごみ処理などを自治体、地域、民間企業で出資したユーティリティサービス事業者に実現させる将来像はどうか。	環境基本計画には具体的に記載しませんが、民間事業者の活用等は、事業ごとに必要に応じて検討してまいります。

2. 第1章 計画の基本的事項 についての意見等

番号	意見等の要旨	意見等に対する市の考え方
1	《施策のへの対応関係》 第1章で記載されているネイチャーポジティブ及びNbSは第4章のどの部分に反映されているか。	ネイチャーポジティブの考え方は、主に基本目標Ⅲ豊かな自然環境の保全に反映しております。 NbSは第1章で国際的な動向として掲載しております。本市の施策への考え方として包括的に含まれると考えています。
2	《緑のネットワーク》 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行について記載があるが、伊勢崎市は街路樹の過剪定が酷く、河川と公園等を結ぶ緑のネットワークは皆無で、計画すらないのが実情だと思う。ぜひ作成して欲しい。	環境基本計画は、本市の環境の基本的な施策の方向性を示すものとなっています。街路樹の選定方法については、個別の事業として必要に応じて検討してまいります。 また、緑化に関する計画としては、伊勢崎市みどりの基本計画を策定しており、みどり空間を連続させるネットワークの形成に関する記載があります。

別記様式 4

3. 第2章 伊勢崎市の地域概況 についての意見等

番号	意見等の要旨	意見等に対する市の考え方
1	《公共交通の利用についての解析》 P23～24 交通アクセスに恵まれているにもかかわらず、公共交通の利用が非常に低いことの解析がなされていない。	自動車道が特に交通アクセスの面で恵まれており、利用交通手段は自家用車の利用が8割を超えております。P24 に自家用車保有台数が多いことが、公共交通機関の利用状況が低い理由であると分析しています。

4. 第3章 伊勢崎市の環境の現状と課題 についての意見等

番号	意見等の要旨	意見等に対する市の考え方
1	《自然環境・動植物》 自然環境に関する情報がほぼない。特に、動植物に関して、いつの情報か。また定期的な調査は行っているのか。基本のデータがなければ、計画すらつくれない。この20年で外来植物により河川の土手の景色が一変しているが、このまま放置していいのかという疑問がある。	本計画の自然環境に関する基本データは、他の市の計画や群馬県の生物調査結果などを参考にしています。自然環境に関する調査は、方針3-2「生物多様性の保全」に基づき、市民参加型の生物調査などを実施していきます。
2	《概要説明の必要性》 表 3-2 本市における再生可能エネルギー設備導入件数については、2023 年度迄で有るため、トピックとして概要説明があると良い。	ご意見を踏まえ、概要の記載を検討いたします。

5. 第4章 環境施策 基本目標Ⅰ脱炭素社会の推進 についての意見等

番号	意見等の要旨	意見等に対する市の考え方
1	《課題に対する基本目標Ⅰへの反映》 P28 「高い割合を占めるこれら3業種を中心にエネルギー消費量の削減と温室効果ガスの排出削減が望まれます。」と指摘しているにも関わらず、第4章第3節基本目標Ⅰに全く反映されていない。	ご意見を踏まえ、基本目標Ⅰ脱炭素社会の推進における目標達成に向けた取り組み例に追加いたします。
2	《再生可能エネルギー設備の規制》 太陽光発電等再生可能エネルギー設備において、斜面等の環境破壊を起こす危険性のある設置に対し、規制するような条例も必要と考える。	本市は斜面が極めて少なく、再生可能エネルギー設備に関する苦情もほとんどないことから、条例規制の必要性は少ないと考えております。また、令和6年度からFIT/FIP認定を受ける再エネ発電事業のうち、一定の要件を満たす場合において、周辺地域の住民への説明会等の実施が必要となっています。今後、必要に応じて対応を検討していくこととなります。
3	《温室効果ガスの排出量目標》 温室効果ガスの排出量は他市町村と同等、又は他から糾弾されない程度の取り組みとしてはどうか。	ご意見を踏まえ、温室効果ガス排出量については、工場など市内事業者等から排出される温室効果ガスの状況を分析した上で検討を進めることとし、具体的な目標値は来年度改訂予定の第2次伊勢崎市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)において設定していくこととします。

別記様式 4

4	《メタン等の排出》 メタン、一酸化二窒素、フロン類、六フッ化硫黄の排出に注目してほしい。特にメタンの大気中濃度が 1850 年以降、急激に増加しているというデータがある。	本市の温室効果ガス排出量の割合は、二酸化炭素が 96 % 以上となっており、化石燃料の使用を抑制することが重要と認識しております。 メタンについては、今後必要に応じて検討してまいります。
5	《再エネにおける太陽光発電の促進》 再エネでの太陽光発電を促すのか。	太陽光発電については、方針 1－1「再生可能エネルギーの利用促進」に基づき推進していきます。
6	《緑化・二酸化炭素の吸収の具体的な数値》 大規模開発の機会等を捉えた緑化の指導、誘導、公園等の整備を推進し、樹木による二酸化炭素の吸収を促進するとあるが、具体的な数値を示してほしい。	環境基本計画は、本市の環境の基本的な施策の方向性を示すものとなっています。具体的な数値の把握や公表については、施策を進める中で必要に応じて検討してまいります。
7	《発電以外の再エネ》 再エネの部分は発電にしか触れていない。バイオガス施設は発電だけでなくガス利用もでき、水路を利用した小水力発電設備等も設置も推進していただきたい。電力を貯めておける蓄電池の設置の設置も必要となる。	本市においては、一部施設に小水力発電や蓄電池設備の導入を進めております。 方針 1－1「再生可能エネルギーの利用促進」に基づき、個別の事業として必要に応じて検討してまいります。
8	《再エネ設備設置に関する助成》 事業所の太陽光発電設備設置が義務化されたが、設置に関する助成についての詳細がわからないと事業所も再エネ計画が難しくなる。	本市の再生可能エネルギーに関する補助等の情報は、ホームページで公開しております。今後も方針 1－1「再生利用可能エネルギー」の①「再生可能エネルギーの活用と PR」に基づき、情報提供を推進してまいります。
9	《太陽光発電設備の廃棄物処分》 耕作放棄地で設置された太陽光発電設備の廃棄処分も、数年後に迫っているが対策はあるか。	太陽光発電設備の処分については、環境省がガイドラインを策定しておりますので、ガイドラインに沿った対応を検討してまいります。
10	《バイオガス施設及び推進委員会の設置》 有機物資源を利用したバイオガス施設を下水道整備事業とともに推進すべき。車両や家庭用ガス利用、熱源としてのボイラー設備などバイオガス利用の拡大と残渣(廃液)の農業利用等が考えられる。地元で循環させる仕組みづくりの推進委員会の設置をしてはどうか。	環境基本計画は、本市の環境の基本的な施策の方向性を示すものとなっています。 いただいたご意見につきましては、方針 1－1「再生可能エネルギーの利用促進」に基づき、必要に応じて検討してまいります。
11	《スマートムーブ活動等の復活》 公共交通機関の利用率が低く、自家用車保有台数も多いため、「スマートムーブ活動」や「てくてくりんりん運動」の復活を望む。	環境基本計画は、本市の環境の基本的な施策の方向性を示すものとなっています。 いただいたご意見につきましては、方針 1－2「省エネルギー社会への転換」に基づき、必要に応じて検討していくこととなります。
12	《ゼロカーボンシティ宣言》 内閣府より「SDGs 未来都市」に選定されているが、環境省「脱炭素に向けた地方自治体の取り組み」における「ゼロカーボンシティ」表明自治	基本目標 I において、カーボンニュートラルを目指すこととしています。 ゼロカーボンシティ宣言については、今後必要に応じて検討してまいります。

別記様式 4

	体にはなっていない。宣言することで国の支援を受けることができることから「ゼロカーボンシティ宣言」を実施していただきたい。	
1 3	《V2Hの普及促進》 レジリエンスを考慮し、BEV, PHEV 普及を見据えた V2H の普及促進をお願いしたい。	ご意見を踏まえ、レジリエンスに関する記載を追加します。 いただいたご意見につきましては、方針 1－1「再生可能エネルギーの利用促進」に基づき、必要に応じて検討してまいります。
1 4	《再エネ発電を行う企業の普及促進》 初期投資ゼロで施工、保守管理、定例的な発電実績報告を行っている企業一覧等の作成、公表により普及促進を図れると考える。	環境基本計画は、本市の環境の基本的な施策の方向性を示すものとなっています。 いただいたご意見につきましては、方針 1－1「再生可能エネルギーの利用促進」に基づき、必要に応じて検討してまいります。
1 5	《太陽光発電設備の普及》 今まで構造成置が困難であった場所にも設置可能な「ペロブスカイト太陽電池」により、多くの公共施設等へ太陽光発電設備設置が可能となる。 また、民間施設の内工場、倉庫屋根にも設置が容易となり、合計数MW級規模の新設が期待される。	ご意見を踏まえ、新たな技術の導入に関する記載を追加します。 いただいたご意見につきましては、方針 1－1「再生可能エネルギーの利用促進」に基づき、必要に応じて検討してまいります。
1 6	《電力会社等への水力発電の提案》 年間を通じて水量が豊富である等のマイクロ水力発電設置の可能性がある用水路について、マイクロ水力発電の知見のある電力会社、設備機器メーカーへ提案をしてはどうか。	環境基本計画は、本市の環境の基本的な施策の方向性を示すものとなっています。 いただいたご意見につきましては、方針 1－1「再生可能エネルギーの利用促進」に基づき、必要に応じて検討してまいります。
1 7	《災害時のバックアップ電源化の検討》 水力発電所の仕組みについて、実機を用いた環境学習の場を提供し、災害時のスポット電源供給源として蓄電池を装備し、年々大型化する台風や激甚災害時のバックアップ電源化の検討を希望する。	ご意見を踏まえ、レジリエンスに関する記載を追加します。 いただいたご意見につきましては、方針 1－1「再生可能エネルギーの利用促進」に基づき、必要に応じて検討してまいります。
1 8	《バイオマス発電施設の設置の検討》 家庭から排出される剪定枝においては、現在可燃ごみとして処理をされているが、リサイクルセンター21や境クリーンセンターの一部に剪定枝を原材料とするバイオマス発電施設の建設を検討してはどうか。	環境基本計画は、本市の環境の基本的な施策の方向性を示すものとなっています。 いただいたご意見につきましては、方針 1－1「再生可能エネルギーの利用促進」に基づき、必要に応じて検討してまいります。
1 9	《再エネ設備の故障・不具合の解消》 現在導入されている公共施設再生可能エネルギー発電設備のうち、4施設合計51.89kWについて、故障や不具合により発電不可もしくは発電実績不明となっている。予算をつけて設置された設備なので通常通り運用できるよう整備し	環境基本計画は、本市の環境の基本的な施策の方向性を示すものとなっています。 いただいたご意見につきましては、方針 1－1「再生可能エネルギーの利用促進」に基づき、必要に応じて検討してまいります。

別記様式 4

	ていただきたい。	
20	《目標値設定及び施策内容の提案》 家庭用脱炭素化設備導入補助交付金の交付件数（累計）令和5年度0件を5年後の令和11年に3,000件、設置可能な公共施設への太陽光発電設備導入の割合2.2%を上記同年度に43.2%の達成目標としているが、到底達成出来る目標値で有るとは考えられにくい。 家庭用については、電力会社等で初期投資ゼロにより、太陽光発電ならびに蓄電池、省エネ給湯器等をセットで提供している現状の情報の浸透活動が現実的であるとする。公共施設についても同様のエネルギーサービス（メンテナンスや運転管理を含む設備サービス）または、設備工新型ESCOサービスを導入すべき。	目標値につきましては、達成可能な数値を設定するのではなく、未来像を実現させるためにバックキャスティングの手法を導入しているものがあります。また、公共施設への太陽光発電設備の導入割合は国の目標に準じたものであることから、目標値は現状のとおりとします。いただいたご意見につきましては、必要に応じて実施を検討していきます。
21	《地球温暖化防止に対する市民の取り組み》 事業者は取引先からの要望により地球温暖化防止の取り組みは進んでいくと思うが、市民にも変化が求められる。取り組み例の市民の取り組みに期待したい。	ご意見ありがとうございます。
22	《GX 投資等を活用した太陽光発電設備設置の提案》 行政を中心とし、地元の金融機関に GX 投資などで事業支援を受け、公共施設に太陽光発電設備の設置をしてはどうか。	環境基本計画は、本市の環境の基本的な施策の方向性を示すものとなっています。 いただいたご意見につきましては、方針1-1「再生可能エネルギーの利用促進」に基づき、必要に応じて検討してまいります。
23	《GX 投資等を活用した太陽光発電設備設置の提案》 清掃工場の廃棄物発電を含め、アグリゲーターに再エネ電力を調達してもらい、地域需要家に再エネ電力を供給するゼロカーボンシティの構想はどうか。また、清掃工場より新たに自営線設置及び供給、EV 充電設備設置運用により、災害時には移動式電源として活用する等の施策はどうか。	ご意見を踏まえ、レジリエンスに関する記載を追加します。 いただいたご意見につきましては、方針1-1「再生可能エネルギーの利用促進」に基づき、必要に応じて検討してまいります。
24	《EV 充電器の設置》 公園にソーラーカーポートを設置し、EV 充電器を設置してはどうか。	環境基本計画は、本市の環境の基本的な施策の方向性を示すものとなっています。 いただいたご意見につきましては、方針1-1「再生可能エネルギーの利用促進」に基づき、必要に応じて検討してまいります。
25	《EV 充電器の設置に係るサービス導入》 EV 充電器の設置について工事から運用まで一括して行うサービスを導入してはどうか。	環境基本計画は、本市の環境の基本的な施策の方向性を示すものとなっています。 いただいたご意見につきましては、方針1-2

別記様式 4

		「省エネルギー社会への転換」に基づき、必要に応じて検討してまいります。
26	《公共施設の ZEB 化推進》 窓ガラスの断熱化などで公共施設の ZEB 化を進めてはどうか。	ご意見を踏まえ、方針 1－2 の①「省エネルギー社会への転換」に公共施設の ZEB 化を追加いたします。

6. 第 4 章 環境施策 基本目標Ⅱ循環型社会の推進 についての意見等

番号	意見等の要旨	意見等に対する市の考え方
1	《食品の「てまえどり」について》 市民の取り組みに食品の「てまえどり」を入れることにより、すぐ食べる食品は賞味期限の短いものを積極的に購入することで食品ロス削減の推進となると思う。 (同趣旨の意見等 1 件)	ご意見を踏まえ、基本目標Ⅱ循環型社会の推進における目標達成に向けた取り組み例へ追加いたします。
2	《不法投棄の対策》 不法投棄について、不法投棄に関わったもの全てに厳罰で対応する必要がある。不法投棄の疑いのある搬入物の搬入一時禁止、関わった企業等の官報での公表、入札禁止措置等条例等を策定して対応すべきではないか。	環境基本計画は、本市の環境の基本的な施策の方向性を示すものとなっています。 いただいたご意見については、方針 2－4 「不法投棄対策の強化」に基づき、必要に応じて検討してまいります。
3	《ごみ分別の浸透活動》 本市は外国人住民数の多いため、現在各ゴミ袋には、日本語を除く 6ヶ国語により、ゴミ分別表記されているが、ゴミ分別の浸透活動が重要と考える。一例になるが、食用油をアパートの排水管に流し続けたため、排水経路全体が目詰まりし、大がかりな一改修工事が必要となった、またグリストラップの改修に多額費用を要したとの例もある。	基本方針 2－2 「ごみの減量化の推進」の中で外国人居住者が多いという本市の特色について記載がありますので、その中で必要に応じて対応を検討してまいります。

7. 第 4 章 環境施策 基本目標Ⅲ 豊かな自然環境の保全 についての意見等

番号	意見等の要旨	意見等に対する市の考え方
1	《野生の生き物に対して》 市民の取り組みに「野生の生き物に餌をあげないようにする」ことを追加した方がいいと思う。人の手が生態系に加わると生態ピラミッドが崩れてしまい、また、川や池に餌をあげると水質が悪化するから。	ご意見を踏まえ、基本目標Ⅲ豊かな自然環境の保全における目標達成に向けた取り組み例へ追加いたします。
2	《外来生物への対策》 外来生物への対策について具体例がないとわかりづらい。より具体的な対策を書いてほしい。	環境基本計画は本市の環境の基本的な施策の方向性を示すものとなっています。 具体的な事業については、方針 3－2 「生物多様性の保全」に基づき、必要に応じて検討して

別記様式 4

		まいります。
3	《農業に関する施策の反映》 P21で「他の産業と比較して農業は大きな面積を管理するため、今後の環境保全では重要な位置づけとなります。」と指摘しているが、第4章のどこに反映しているのか。	第4章の基本目標Ⅲにおける方針3-1の②「遊休農地などの活用の推進」に記載しております。
4	《公園の保全・整備》 P31「施設及び遊具が老朽化した公園」と自然環境とは全く関係がなく、関係あるのは、面積や配置、そこでの緑の質や量と思われるため、P57施策①は全面削除すべき。	公園は都市景観の向上や緑とのふれあいの場として重要な役割を果たしており、市民が緑とふれあう機会を増やす重要な施策と考えています。ご意見を踏まえ、一部表現の変更を検討いたします。
5	《ネイチャーポジティブの推進》 ネイチャーポジティブの推進施策を積極的に展開するとあるが、具体性が乏しい。	環境基本計画は、本市の環境の基本的な施策の方向性を示すものとなっています。具体的な事業については、方針3-2「生物多様性の保全」に基づき、必要に応じて検討してまいります。
6	《緑地・森林等の情報と今後の施策展開》 肝心の緑地面積やその推移、森林等に関する数値がほばない。何をどうしていくのか。保全活動する場所自体ほばないに等しいが、緑地化は公園以外にないのか。	第3章の環境の現状と課題などにおいて、本市は森林が少なく、河川、公園、農地、社寺林が主な緑地である旨を記載しています。現在の緑地を保全し活用していくことが重要と考えています。
7	《クビアカツヤカミキリの対策》 外来昆虫のクビアカツヤカミキリは依然として、明らかに増えている。情報提供に留まっているが、被害は明らかに拡大しているなか、広報での周知レベルでいいのか。公園、公共施設は薬剤を注入しているが、民間のサクラなどの樹木に対してどうしていくのか。そもそも薬剤のみの対策では対応しきれていないと思う。	環境基本計画は、本市の環境の基本的な施策の方向性を示すものとなっています。いただいたご意見につきましては、方針3-2「生物多様性の保全」に基づき、必要に応じて検討してまいります。
8	《自然とのふれあいや環境教育の拡充》 生物多様性の理解と浸透、自然とのふれあいの推進、つながりを深める機会等の自然体験活動等環境教育を拡充してほしい。	基本目標Ⅲ及び基本目標Ⅴに基づき推進してまいります。
9	《自然環境に関する記載》 P57 5行目「自然環境」が「失われる」ことはないから「自然環境」を「現在の（良好な）生態系は」に書き換えてはいかがか。	ご意見を踏まえ、表現の変更を検討いたします。
10	《外来生物の駆除計画》 県内では明和町が特定外来生物である「クビアカツヤカミキリ」の捕殺に対して一定条件を課して報償金を交付しているため、当市においても参考にし、被害拡大前に駆除計画を策定し、	環境基本計画は、本市の環境の基本的な施策の方向性を示すものとなっています。いただいたご意見につきましては、方針3-2「生物多様性の保全」に基づき、必要に応じて検討してまいります。

別記様式 4

	駆除を実施してほしい。 また、「セアカゴケグモ」についても被害拡大前に駆除について計画を策定し、駆除の実施を検討してほしい。	
1 1	《緑の大切さの啓発》 市民に対して緑の大切さを積極的にアナウンスする必要がある。	基本目標Ⅲ及び基本目標Ⅴに基づき推進してまいります。
1 2	《苗木配布方法の提案等》 毎年の緑化フェア開催は継続。苗木の行く末はどうなっているのか、苗木を貰うときに市民情報の提供をお願いし、手間は掛かるが「苗木の育て方」リーフレットを作成、苗木と一緒にお渡しする等工夫が必要。 その他に戸建て住宅を購入した市民に対して「記念樹」を新築祝いのギフトとして贈呈する制度を設けてはいかがか。(市民申請制度新設)	環境基本計画は、本市の環境の基本的な施策の方向性を示すものとなっています。 具体的なお意見につきましては、方針 3－2「生物多様性の保全」に基づき、必要に応じて検討してまいります。
1 3	《社寺林の保全》 社寺林は貴重な「鎮守の森」と思われるが、檀家、氏子数の減少について悩む寺社があると聞くため、憲法の「政教分離の原則」に注意を計らいながら、保全活動を実施していただきたい。	環境基本計画は、本市の環境の基本的な施策の方向性を示すものとなっています。 いただいたご意見につきましては、基本目標Ⅲに基づき、必要に応じて検討してまいります。
1 4	《遊休地の対策》 これから増え続ける遊休地はどうしていくのか。	基本方針 3－1 の②「遊休農地などの活用の推進」に基づき推進してまいります。

8. 第4章 環境施策 基本目標Ⅳ 衛生的な生活環境の推進 についての意見等

番号	意見等の要旨	意見等に対する市の考え方
1	《事業所検査における環境カウンセラー等の活用》 事業所の環境影響物質の工場検査を年1回以上行い、また、市の環境部門担当者では回り切れないので、環境カウンセラー等の専門家集団を活用してもいいのではないか。	本市では、水質汚濁防止法の特定施設に対する立入検査を定期的に行っております。 ご意見につきましては、公権力の行使の側面が強いため、慎重な検討が必要となります。
2	《下水道整備費用を農業集落排水及び合併処理槽の普及に転用》 下水道敷設には巨大な費用と時間を要す。群馬県が整備し、当市が維持管理をする平塚水質浄化センターの稼働率は低い、現状下を鑑み下水道整備事業を再構築するとともに老朽化した、農業集落排水施設、合併処理槽普及に下水道整備費用の転用を希望する。	環境基本計画は、本市の環境の基本的な施策の方向性を示すものとなっています。 いただいたご意見につきましては、方針 4－1「良好な生活基盤の整備」に基づき、必要に応じて検討してまいります。

別記様式 4

3	《景観》 景観は重視するのか。	景観については、良好な景観の形成について必要な事項などを定めることにより、潤いのある豊かな生活環境の創造および地域社会の健全な発展に寄与することを目的として伊勢崎市景観まちづくり条例が定められています。 本計画では、方針４－１「良好な生活基盤の整備」に基づき、必要に応じて検討してまいります。
---	-------------------------------	--

9. 第4章 環境施策 基本目標Ⅴ 環境保全活動の推進と人材育成 についての意見等

番号	意見等の要旨	意見等に対する市の考え方
1	《公共の場の緑化推進や園芸活動の助成について》 公共の場を工夫した緑化推進や私有地の園芸活動への助成等、市民のガーデニング活動を後押しするような制度があれば、街の景色も変わり、環境美化が進むのではないかと。	本市では、公園愛護会への支援やコミュニティガーデン事業を行っております。 ご意見を踏まえ、方針５－２の③「環境美化活動の推進」の内容を変更いたします。
2	《親子環境学習としてクビアカツヤカミキリを学ぶ》 親子環境学習の一環として、華蔵寺公園、市民のもり公園を会場として、自然環境を学ぶとともに「クビアカツヤカミキリ」の成・幼虫の発見方法、駆除方法を学ぶ事業を実施してほしい。	環境基本計画は、本市の環境の基本的な施策の方向性を示すものとなっています。 いただいたご意見につきましては、基本目標Ⅲ及び基本目標Ⅴに基づき、必要に応じて検討してまいります。
3	《環境活動団体の情報交換会等の実施》 方針５－２ 施策①環境に関する組織づくりに関して 現在活動している団体を取り纏め、情報交換会、悩み事相談、補助政策を実施いただきたい。団体個別ではなく代表者を一定の場へ招集し、情報共有と悩み事相談を行うことにより、伊勢崎市の自然保護団体活動の「見える化」と横の連携も取れると感じる。	環境基本計画は、本市の環境の基本的な施策の方向性を示すものとなっています。 いただいたご意見につきましては、基本方針５－２「環境保全活動の推進」に基づき、必要に応じて検討してまいります。
4	方針５－２ 施策①環境に関する組織づくりに関して 環境保全活動の推進の施策①～③は継続的に推進しており、屋上に屋根を付けるような計画は提案すべきではないと考える	環境保全活動を推進していくためには、市の組織だけでなく、自主的に活動できる自立した民間組織も重要と考えています。 ご意見につきましては、方針５－２「環境保全活動の推進」に基づき、必要に応じて検討してまいります。

別記様式 4**10. 第5章 計画の推進 についての意見等**

番号	意見等の要旨	意見等に対する市の考え方
1	《市と市民・関係団体等の記載の仕方等》 図5-1について、市民、市民団体及び事業所をメインとし、その下に行政(課毎の取り決めでなく、部署の垣根を超えて直ぐ行動に移せるような大きな枠で捉える体制)を記載し、環境審議会や温暖化対策市民協議会等がコメント機能を果たし協働するような記載はどうか。また温暖化対策市民協議会は個々の欄に記載されないのか。	市民、事業者、行政に上下があるとは考えておらず、連携することが重要と考えております。本計画は伊勢崎市が本市の環境に関する施策を進めていくための計画となっておりますのでご理解ください。 環境審議会につきましては、伊勢崎市環境基本条例において、環境基本計画を定めたり変更したりする際は、環境審議会の意見を聴かなければならないとされており、本計画において重要な組織となっております。その他の組織については、必要に応じて活用を検討してまいります。
2	《環境審議会の委員構成について》 同じ部局内で市民や有識者を加えた組織を多数つくっても地球温暖化防止や環境をよくするという根底は同じはずであるためいせさきGX市民協議会委員についても環境審議会に加えるべき。庁内体制の整備も同様にすべきと提案する。	いただいたご意見につきましては、必要に応じて検討してまいります。